

## 2 講じようとする施策〈7つの柱〉

### (1) 道路交通環境の整備

引き続き幹線道路における安全対策を推進する一方で、歩行者・自転車が関係する事故が増加傾向にある生活道路における安全対策を一層推進することが必要である。

交通安全施設等の整備に当たっては、幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、身近な生活道路の安全対策を推進する。

また、事故の特徴や発生要因の分析とその結果を踏まえた対策を実施することにより、着実な事故の減少を図る。

身近な道路の交通安全対策の立案に市民が参加できる機会を活用した地域・住民の参画や主体的な取組を推進する。

子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全に安心して外出できる歩行者空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を図る。

### **ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備**

(ア) 生活道路における交通安全対策の推進

- ① 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保する最高速度30キロメートル毎時の区間規制等を実施するゾーン30の整備を推進する。
- ② 生活道路を中心とした見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策により、交通円滑化対策を実施する。
- ③ 音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。

(イ) 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する道路における交通安全を確保するため、危険箇所合同点検の実施等の継続的な取組を支援する。

未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

また、自転車通行空間や押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の対策を推進する。

(ウ) 高齢者、障がい者などの安全に資する歩行空間等の整備

- ① 高齢者、障がい者等の生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、駅、公共施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

また、音響式信号機や歩車分離式信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路管理者による道路整備と併せた視覚障がい者誘導用道路横断

帯（エスコートゾーン）の設置や道路標識の高輝度化を推進する。

- ② 冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため除雪の効率化等を図る。

## **イ 幹線道路における交通安全対策の推進**

### （ア）事故危険箇所対策の推進

- ① 死傷事故率の高い事故危険箇所においては、道路管理者と公安委員会が連携し、事故分析結果を基に集中的な事故抑止対策を推進する。
- ② 速度抑制対策として薄層舗装、イメージハンプ、減速マーク、ランブル・ストリップス等の施工を推進する。

**薄層舗装とは・・・** 車道の路面に凸型断面の舗装をし、過度な速度で自動車が通過した際に、ドライバーに与える音や振動により、速度の抑制を図るもの

**イメージハンプとは・・・** 外側線及び中央線に沿ってカラー舗装し、色等の変化により、車道の幅員が狭くなっているように見せかけ、速度の抑制を図るもの

**減速マークとは・・・** 外側線及び中央線の内側に沿って白色の破線等を標示し、車道が狭くなっているように見せかけ、速度の抑制を図るもの

**ランブル・ストリップスとは・・・** 中央線に一定の間隔で凹型の切削溝を掘り、ドライバーに与える音や振動により、センターラインからのみ出しを知らせるもの

### （イ）適切に機能分担された道路網の整備

- ① 自動車、自転車、歩行者等の異種交通を分離し、高規格幹線道路から居住地域内に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道等の整備を推進する。
- ② 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備を推進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
- ③ 市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。
- ④ 円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道等複数の交通機関の連携を図り、それぞれの交通拠点へのアクセス道路の整備を推進する。

### （ウ）道路の改築等による交通事故対策の推進

- ① 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、既存道路に歩道を設置するための拡幅、生活道路におけるハンプや狭さくの設置等による通過車両の抑制対策など、道路の改築事業を推進する。
- ② 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化や環状交差点の導入等を推進する。

- ③ 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても整備することとし、道路標識、道路照明等の設置を図る。
- ④ 交通流の実態を踏まえつつ、路上駐停車対策等を実施する。
- ⑤ 交通混雑が著しい地域においては、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路等の総合的な整備を推進する。

## **ウ 交通安全施設等の整備事業の推進**

### (ア) 交通安全施設等の適正な維持管理

既存の交通安全施設等の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した施設については、機能向上と計画的な更新に努める。

### (イ) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

- ① 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全・安心な歩行空間の確保を図るため、ゾーン30等における通行車両の速度抑制、通過交通の抑制及び排除、歩行空間のバリアフリー化など、総合的な交通事故対策を推進する。
- ② 自転車利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

### (ウ) 幹線道路対策の推進

交通事故が多発している事故危険区間等については、事故原因の検証に基づいた交差点改良等の対策を推進する。

### (エ) 道路交通環境整備への市民参加の促進

学校・地域、関係団体からの要望に応えるべく、市民参加による交通安全施設等の総点検を実施し、改善を必要とする施設等の整備を図る。

## **エ 高齢者等の移動手段の確保・充実**

高齢者をはじめとする地域住民の移動を支える地域公共交通について、県と連携して、維持・確保を図る。

市におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組により、市民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進する。

## **オ 歩行者空間のユニバーサルデザイン化**

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。

また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備する。

## **カ 効果的な交通規制の推進**

交通流・量の状況など地域の実態等に応じ、規制内容がより合理的なものになるよう市民の要望を踏まえた上で、関係機関に対して見直しの要請を行うなど調整を図る。

## **キ 自転車利用環境の総合的整備**

(ア) 安全で快適な自転車利用環境の整備

- ① 歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるため、自転車の歩道通行部分の指定等により、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進する。
- ② ルール・マナーに関する安全教室、啓発活動等のソフト施策を積極的に推進する。

(イ) 自転車等の駐車対策の推進

放置自転車等の問題解決のため、市、道路管理者、県警察、鉄道事業者等が協力して整理、撤去等を推進する。

## **ク 災害に備えた道路交通環境の整備**

(ア) 災害に備えた道路の整備

- ① 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。
- ② 豪雨、豪雪等に対応するため、道路法面等の防災対策や地域の孤立を解消する道路の整備を推進する。

(イ) 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災状況を把握した上で、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法の規定に基づき、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

(ウ) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路管理者と連携し、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集分析し、道路利用者へ提供する。

## **ケ 総合的な駐車対策の推進**

(ア) きめ細やかな駐車規制の推進

地域住民の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、利用実態に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制について関係機関と協議する。

(イ) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

交通指導員や地域交通安全活動推進委員と連携し、市民への広報・啓発活動により、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。

## **コ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備**

(ア) 道路の使用及び占用の適正化等

① 工作物の設置、工事等のための道路の使用・占用の許可に当たっては、道路交通への影響を最小限に止めるとともに、適正な運用と併せて許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

② 不法占用物件等については実態把握を行い、その是正を実施する。

また、不法占用物件等の一掃及び不法占用防止の啓発活動と併せて、道路の愛護思想の普及を図る。

(イ) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

① 道路交通が危険であると認められる場合及び道路工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

② 車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

(ウ) 冬季の交通安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施を推進する。

## (2) 交通安全思想の普及徹底

市民一人ひとりが交通事故防止を自らの課題として捉え、安全に道路を利用するためには、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階や生活様式に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことが必要である。

特に、高齢化が進展する中で、高齢者自らが交通安全意識を高めるとともに、他の世代においては高齢者に対する保護意識を高める交通安全教育、広報・啓発活動を強化する。

また、地域の見守り活動等を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組む。

交通安全教育・普及啓発活動については人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者等に関する知識や思いやりの心を育み、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

市、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭が、それぞれの役割を果たす市民参加型の活動を推進するとともに、市職員をはじめ交通安全教育専門員、交通指導員及び教職員等の指導力の向上と民間指導者の育成により、地域の実情に即した自主的な活動を推進する。

### **ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**

(ア) 幼児に対する交通安全教育の推進

基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーの実践を習慣化させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

(イ) 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

- ① 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用に必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。
- ② 中学生に対しては、自転車の安全走行に必要な知識と技能の習得に加え、他人の安全にも配慮できることや安全に対する自己責任感を育てることを目標とし、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。
- ③ 各学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、学校の教育活動全体を通して交通安全教育を実施する。
- ④ 関係機関・団体は、各学校における交通安全教育への支援として指導者の派遣、情報の提供等を行うとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒に対する補完的な交通安全教育を行う。

(ウ) 成人に対する交通安全教育の推進

公民館等社会教育施設の講座等において、交通安全に関する内容を取り入れるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

(エ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

- ① 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響、運転者側からみた歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。
- ② 市の高齢者福祉部門、高齢者医療・福祉施設と交通安全関係団体、交通ボランティア等が連携し、多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。
- ③ 高齢者に対する交通安全指導等の講習会や研修会を活用し、交通安全指導者の養成、指導体制の充実を図る。

(オ) 障がい者等に対する交通安全教育の推進

地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細やかな交通安全教育を推進する。

**イ 効果的な交通安全教育の推進**

- ① 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要なスキル及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。
- ② 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体への資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。
- ③ 受講者の年齢や通行の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、

ドライブレコーダーやシミュレーターの活用など、柔軟かつ多様な方法による教育の推進を図るほか、必要に応じて教育の方法や利用する機材等を見直し、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえた効果的な交通安全教育の実施に努める。

## **ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進**

### (ア) 交通安全運動の推進

- ① 春と秋の「全国交通安全運動」及び夏と冬の「交通事故防止県民運動」の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動の重点等について広く市民に周知し、市民参加型の運動として展開する。
- ② 効果的な運動となるよう、事故実態や市民のニーズ等を踏まえるとともに、各自治会及び交通ボランティアの参加促進を図りながら展開する。
- ③ 毎月1日の「岩手県交通安全の日」、毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」及び毎月17日の「岩手県シルバー交通安全指導の日」を中心に、それぞれの目的に合わせた市民参加型の活動を展開する。
- ④ 交通安全に対する市民の意識の向上を図り、市民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死者数の減少をより確実なものにするため、街頭キャンペーンや交通関係団体と連携した広報啓発活動を積極的に展開する。

### (イ) 横断歩行者の安全確保

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者の優先義務を再確認させるため、交通安全教育等を推進する。

また、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

### (ウ) 自転車の安全利用の推進

- ① 自転車は、通勤・通学をはじめ、配達やサイクリング等の目的で身近に利用されていることから、安全な自転車利用を進めるための交通安全教育等の充実を図る。
- ② 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるほか、自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。
- ③ 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。
- ④ シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。また、幼児・児童の保護者等に対し、自転車乗用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被

害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進する。

(エ) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底  
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

あらゆる機会・媒体を通じて、全ての座席におけるシートベルトの正しい着用徹底の啓発活動等を展開する。

(オ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果や使用方法について理解を深めるため、幼稚園、保育所、医療機関等と連携した効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

(カ) 反射材用品等の普及促進

① 夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び反射材用品等の販売店の拡充に努める。

また、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。

② 農作業用車両等の利用者に対しても、農業機械用後部反射マーク（通称「低速車マーク」）の取付け及び衣服や積荷への反射材装着の促進を図る。

(キ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、交通ボランティア、酒類提供飲食店等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発活動に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

また、飲酒運転をした者が、アルコール依存症等が疑われる場合に、運転者やその家族が相談、指導及び支援を受けられるよう、関係機関、団体が連携した取組の推進に努める。

(ク) その他の普及啓発活動の推進

① 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（通称「高齢者マーク」）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

② 夕暮れから夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の原因である最高速度違反、歩行者の斜め横断などの事故実態・危険性等を広く周知し、道路利用者の安全意識の高揚と安全行動の実践を推進する。また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等の活用などにより、自動車及び自転車運転者のライトの早め点灯、対

向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の活用を推進する。

- ③ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの装着について、関係機関・団体と連携した広報活動を推進する。

## **エ 交通安全教育専門員、交通指導員の育成・強化**

交通安全教育・普及啓発活動や街頭指導の徹底を図るため、定期的に研修会を開催するとともに、県等主催の各種研修会への参加を積極的に支援し、交通安全教育専門員・交通指導員の育成・強化を図る。

## **オ 市民の交通安全活動への参加・協働の推進**

- ① 交通安全を推進する民間団体に対しては、指導者の養成や諸行事の開催に対する援助等を行い、その主体的な活動を支援する。
- ② 交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業、ボランティア（スクールガードなど）等と市民が連携を図り、それぞれの地域の実情に即した活動を推進し、市民の参加・協働を進める。

### **(3) 安全運転の確保**

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、運転者に対して運転者教育、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子どもをはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

## **運転者教育等の充実**

ア 高齢運転者対策の充実

- (ア) 高齢運転者に対する講習会の実施に努める。
- (イ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図る。

イ 高齢者支援の推進

- (ア) 自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体と連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許を自主返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置の充実、地域公共交通の整備・拡充に努める。
- (イ) 低床バスの導入やバリアフリー化を通じて、高齢者が公共交通機関を利用しやすい環境を整備する。

ウ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底  
関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等キャンペーンを推進する。

#### **(4) 車両の安全性の確保**

##### **ア 自動車検査の推進**

自動車には磨耗・劣化する部品等が多く使用されており、適切な保管管理を怠れば、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、その適切な保守管理を推進する。

##### **イ 自転車の安全性の確保**

- (ア) 毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、5月の「自転車の安全利用推進期間」及び各季の「交通安全運動」等における啓発活動を通じて、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。
- (イ) 児童・生徒が利用する自転車の点検整備については、関係団体の積極的な協力を求める。
- (ウ) 夜間における安全性の確保を図るため、灯火点灯の徹底と反射器材等の普及促進により、自転車の被視認性の向上を図る。
- (エ) 自転車安全整備制度におけるTSマーク付帯保険や損害賠償責任保険等の加入促進に加え、年1回の点検整備を受けたTSマークの更新等を図る。

#### **(5) 道路交通秩序の維持**

道路交通秩序の維持を図る必要があることから、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点に交通指導取締りについて関係機関に要請する。

さらに、暴走族等への対策を推進するため、関係機関・団体が連携し、地域一体となって暴走族追放気運の高揚に努め、防犯団体と連携した暴走行為をさせない環境づくり等の充実強化を図る。

##### **ア 交通指導の強化等**

児童、高齢者、障がい者等の保護の観点に立った交通指導を推進し、交通事故多発路線等における街頭指導活動を強化する。

##### **イ 暴走族等対策の推進**

不正改造車を排除するための広報啓発活動を行うとともに、暴走行為阻止のための環境整備として、暴走族等及びこれに伴う群衆が集まりやすい施設の管理者に協力を求め、集らせないための環境づくりを推進する。

#### **(6) 救助・救急活動の充実**

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に止めるため、救急医療機関と消防機関等の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の一層の充実を促進する。

## **救助・救急体制の整備**

### ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を推進する。

### イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

多数の負傷者が発生する大規模事故に対応するため、救急関係機関の連絡体制の整備や充実を図る。

### ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会への参加促進や救急の日、救急医療週間等の機会を利用した普及啓発活動を推進する。

### エ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を推進する。

### オ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ドクターヘリとの連携を強化し、事故の状況把握や救急業務における消防防災ヘリコプターの積極的活用を推進する。

## **（7）被害者支援の充実と推進**

交通事故被害者等は、事故により肉体的、精神的及び経済的に多大な負担が生じることに加え、家族などのかけがえのない生命が絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような方々を支援することは極めて重要である。

自動車事故については、交通事故被害者等を救済するため、自動車損害賠償責任保険（共済）契約の徹底や広報・啓発を図る。

また、自転車利用者が加害者となる事故に備え、被害者の救済を図るための、加入済み保険の内容の確認や損害賠償責任保険等への加入・更新について普及啓発を行う。

## **交通事故被害者に対する援助等**

### （ア）交通事故相談活動の推進

交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、関係機関、団体等との連絡協調を図る。

### （イ）交通災害共済への加入促進

わずかな掛金で交通事故被害者に見舞金を支給する相互扶助制度である「岩手県市町村交通災害共済」の普及と加入促進を図るため、積極的な広報活動を行う。